

(介 141)  
令和 3 年 12 月 28 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者  
への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生時に限らず、初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者の考え方等につきましては、令和 3 年 12 月 20 日付（健Ⅱ 459F）文書にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できる高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の範囲について示された事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

対象となる高齢者施設等の入所者及び従事者につきましては添付資料のとおりとなります。また、通所によるサービスを提供する事業所につきましては、短期入所系サービスや多機能型サービスも含まれるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・ 高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について  
(令 3. 12. 24 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)